

鯖江市業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者および受注者は、標記の契約書およびこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書、図面、事業説明書および事業説明に対する質問回答書等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書および仕様書等を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書および仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合には当該成果物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書もしくは業務仕様書に特別の定めがある場合または前項の指示もしくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 6 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行なわなければならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この契約書および仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、契約保証金免除以外の場合は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額または保証の金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務工程表)

第3条 受注者は、契約締結の際必要があるときは、発注者の要請により業務工程表を作成して提出しなければならない。

2 業務工程表は、発注者および受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物および業務を行なう上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、または質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部もしくは発注者が仕様書等において指定した部分を一括して第三者に委任してはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務内容等の変更)

第6条 発注者は必要があるときは、業務の内容を変更または一時中止することができる。この場合において、業務委託料または履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたとき発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第7条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者または受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(期限の延長)

第8条 受注者は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかなきときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることがある。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 業務の執行に際して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰

する理由による場合において、その損害のために必要な経費は発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査および引渡し)

- 第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
 - 3 業務の履行により成果物が生ずる場合においては、発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が当該成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
 - 4 業務の履行により成果物が生ずる場合において、受注者が前項の申出を行わないときは、発注者は、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第11条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期限後相当の期間内に業務を完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、履行期限の翌日から完了した日までの日数に応じて、契約金額に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるときまたは100円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てるものとする。)とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、既の実施し、発注者の検査に合格した業務があるときは、第1項の損害金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。
 - 4 発注者の責に帰する理由により、第12条および第13条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して支払期限の翌日から支払いをした日までの日数に応じて、支払金額に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。100円未満の端数があるときまたは100円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てるものとする。)で遅滞利息の支払を請求することができる。

(委託料の支払い)

- 第12条 受注者は、第10条第2項(第10条第5項において適用する場合を含む。以下本条において同じ)の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以

内に業務委託料を支払わなければならない。

(部分払)

- 第13条 受注者は、業務の完了前に、既済部分に相応する業務委託料の額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、当該既済部分が明確に分割できない場合、または仕様書等もしくはこの契約の公告もしくは通知書において部分払の請求を行うことができない旨が定められている場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既済部分の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行わなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 5 部分払金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。
 - 6 第4項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「既済部分に相応する業務委託料の額」とあるのは「既済部分に相応する業務委託料の額から既に部分払の対象となった既済部分に相応する業務委託料の額を控除した額」とするものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第14条 発注者は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 指定期日内に業務を終了しないとき、または、指定期日経過後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと発注者が認めるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第21条第1項の補修、代替物の引渡しもしくは不足分の引渡しによる履行がなされないとき。
 - (4) 受注者またはその代理人もしくは使用人がこの契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (5) 受注者またはその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督または検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、またはその職務の執行を妨害したとき。
 - (6) 受注者に重大な法令違反の事実があることが判明し、この契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供したとき。
 - (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利または義務を譲渡等したとき。
- (8) 第18条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条もしくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）または同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したときまたは排除措置命令または納付命令において、この契約に関して、同法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員またはその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第15条第7号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第2条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により発注者がこの業務を一時中止させ、または中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、または契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第6条の規定により業務の内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第19条 発注者は、第14条第1項、第15条第10号、第17条または第18条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 受注者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受注者が所有し、または管理する材料、機械器具その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、または履行場所の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、または発注者の処分または修復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(賠償の予約)

第20条 受注者は、この契約に関して、第15条第10号または第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第15条第10号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合
 - (2) 第15条第11号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約不適合責任)

第21条 受注者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完またはこれに代えてもしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、同項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金の請求権およびその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第23条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、報告、申出、承諾および解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(規則の遵守)

第24条 受注者は、前各条のほかに、この契約に関し、鯖江市財務規則および関係諸法令を遵守するものとする。

(補則)

第25条 この契約書の各条項もしくは仕様書等の解釈について疑義が生じたときまたはこの契約書もしくは仕様書等に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。